

確定拠出年金専用自由金利型定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

確定拠出年金専用自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、確定拠出年金法の運用の方法として預入するための預金です。

2. (預金口座への受入れ)

この預金は現金で受入れるものとし、小切手その他の証券類での受入れはできません。

3. (自動継続)

(1) この預金は、満期日に前回と同一の期間の確定拠出年金専用自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日のこの預金の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、6か月複利の方法により計算した利息額を満期日に元金に組入れて継続します。

(2) この預金を満期日前に解約（一部支払を含みます。）する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の1年後の応当日を満期日とした場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

② 預入日の5年後の応当日を満期日とした場合

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満……………約定利率×10%
- C. 2年以上3年未満……………約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満……………約定利率×40%
- E. 4年以上5年未満……………約定利率×60%

③ 上記①②により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

5. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6. (預金の解約)

(1) この預金を解約するときは、当行所定の方法の電子媒体等により依頼するものとします。

(2) この預金は、解約する預金を指定することはできません。預金残高の合計額の一部に相当する金額について解約の依頼があった場合は、依頼金額に達するまで、預入日から解約日までの日数が少ない預金から順に解約します。

(3) 前項において最後に解約することとなった預金は、解約の合計金額が解約依頼金額と同額となるように一部支払をします。

(4) この預金口座は、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②預金者が第 8 条に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

7. (取引明細の通知)

(1) この預金については通帳および証書は発行しません。

(2) この預金の取引明細は、当行所定の方法により通知します。

8. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

9. (届出事項の変更)

名称、住所その他の届出事項に変更があった場合は、書面等の方法で直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (その他)

当行所定の方法の電子媒体等による依頼を当行所定の確認の手続きをもって照査し相違ないものとして認めて取扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (規定の変更等)

(1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上